

J R 東海労働関西地「申」第 29 号
2018 年 2 月 28 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「X11 編成、5号車屋根上パンタグラフの異音」に関する申し入れ

2月19日、のぞみ121号（X11編成）は、新大阪～岡山間で乗車していたお客様から5号車屋根上パンタグラフ付近の異音を申告された。同編成はその後、鳥飼車両基地で点検されたが異状を発見できず、翌日20日に営業運行された。

2月21日、のぞみ289号（同編成）の5号車屋根上からの異音について名古屋車両所走行管理班が乗車し検査・確認を行った結果、米原駅で「運転停車」させパンタグラフ付近屋根上の目視検査を行った。

しかし、のぞみ289号の担当運転士及び車掌には、運用指令員からの屋根上点検を実施する旨の連絡を受けて以降、走行管理班の説明で初めて屋根上に異音が発生している事態を知らされた。

このことは、パンタグラフ屋根上付近から異音が発生する編成であることを認識し、乗客を乗せたまま調査・検査するといった危険な行為であったと考える。さらに「X11編成」列車を担当した運転士及び車掌に情報伝達しないまま運行したことは安全上問題があり、故障を隠蔽しようとしていた証である。

「のぞみ34号の重大インシデント」の事象があつて間もないこの時期に、このような安全を脅かす行為は「のぞみ34号」の事象を他人事のように感じているからにほかならない。

ひとつ間違えば高速運転中にパンタグラフが破損し、当該列車、対向列車だけに留まらず、沿線への被害も考えられる危険な状況であったと言わざるを得ない。

よて、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 2月19日に「X11編成」5号車屋根上パンタグラフ付近からの「異音」が申告された時の事象と検査結果を具体的に明らかにすること。また、JR西日本から受けた報告内容と、事実をどのように共有化したのか明らかにすること。
2. 上記申告以降、鳥飼車両基地で点検した内容、結果の詳細を明らかにすること。
3. 2月20日、X11編成を営業運行した列車番号と、「異音」の発生状況、担当した乗務員への情報伝達内容を明らかにすること。

4. 2月21日に使用した営業列車での「異音」の発生状況を具体的に明らかにすること。
5. 2月21日、のぞみ289号の乗務員に「異音」調査している事実を事前に情報伝達しなかった理由を明らかにすること。
6. 運用指令員は、のぞみ289号中乗り車掌へ屋根上点検を連絡したが、点検理由等の詳細を伝えなかった。異音の故障を隠蔽しようとしたことは事実であり断固抗議する。当該の車掌に謝罪すること。
7. 「異音」の原因、対策を具体的に明らかにすること。
8. 他の編成には同事象は発生してないのか。仮に事実があるなら当該の編成と今後の対策を具体的に明らかにすること。
9. 2月19日に「異音」が発生してから乗客をのせたまま営業運転している。極めて危険であると考え。会社の見解を明らかにすること。
10. 「異音」発生の事実はインシデントであり、国土交通省へ報告するべきである。会社の見解を明らかにすること。
11. 今回の事象は、「異音」の原因が分からないまま営業運行したこと及び関係社員にその情報伝達が共有されなかったことは、「のぞみ34号」の教訓が会社の中で生かされていないと考える。会社の見解を明らかにすること。

以上